

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年8月9日(2012.8.9)

【公表番号】特表2011-527150(P2011-527150A)

【公表日】平成23年10月20日(2011.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2011-042

【出願番号】特願2011-516726(P2011-516726)

【国際特許分類】

H 04 L 9/32 (2006.01)

G 06 F 21/24 (2006.01)

G 06 F 21/20 (2006.01)

【F I】

H 04 L 9/00 6 7 3 B

G 06 F 12/14 5 3 0 C

G 06 F 15/00 3 3 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月25日(2012.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

命令を収容したコンピューター読み取り可能記憶媒体であって、パーソナル・メディア・プレーヤー内に配置された1つ以上のプロセッサーによって前記命令が実行されると、ワイヤレス・ネットワークを記述する情報を前記パーソナル・メディア・プレーヤーからアクセサリー・デバイスに送る方法を実行し、この方法が、

1つ以上のワイヤレス・ネットワーク接続可能デバイスによる前記ワイヤレス・ネットワークの発見を可能にし、前記ワイヤレス・ネットワークへの安全なアクセスを可能にするために、前記ワイヤレス・ネットワークにおけるアクセス・ポイントによって使用可能な前記情報を取り込むステップと、

前記パーソナル・メディア・プレーヤーと前記アクセサリー・デバイスとの間の物理的結合によって、前記情報を前記アクセサリー・デバイスに送るステップであって、送られる前記情報が、前記ワイヤレス・ネットワークに加入するために前記アクセサリー・デバイスによって使用可能である、ステップと、

前記パーソナル・メディア・プレーヤーにおいて、前記アクセサリー・デバイスを一意に特定するアクセサリー・デバイスIDを受信するステップであって、前記アクセサリー・デバイスIDが、前記ワイヤレス・ネットワークを介して前記アクセサリー・デバイスを特定し接続するために前記パーソナル・メディア・プレーヤーによって使用可能であり、前記アクセサリー・デバイスIDが、物理的結合後に前記アクセサリー・デバイスから前記パーソナル・メディア・プレーヤーに自動的に送られる、ステップと、

を含む、コンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項2】

請求項1記載のコンピューター読み取り可能記憶媒体において、前記情報が、ワイヤレス・ネットワークID、ネットワーク・キー、または証明書のうち少なくとも1つを含む、コンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項3】

請求項 2 記載のコンピューター読み取り可能記憶媒体において、前記ネットワーク・キーが、WEP、WPA、またはWPA2のうち1つに準拠する、コンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項 4】

請求項 1 から 3 のいずれかに記載のコンピューター読み取り可能記憶媒体において、前記方法が、前記ワイヤレス・ネットワークを通じて前記パーソナル・メディア・プレーヤーから前記アクセサリー・デバイスにデータを送るステップを含む、コンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項 5】

請求項 4 記載のコンピューター読み取り可能記憶媒体において、前記送るステップは、前記アクセサリー・デバイスによる遠隔でのレンダリングのために、前記パーソナル・メディア・プレーに格納されたオーディオ・コンテンツをストリーミングするステップを含む、コンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項 6】

請求項 1 から 5 のいずれかに記載のコンピューター読み取り可能記憶媒体において、前記アクセサリー・デバイスが、着脱自在に結合可能な構成で前記パーソナル・メディア・プレーヤーを受ける、一体化ドッキング・クレードルを含むスピーカー・システムであり、前記ドッキング・クレードルおよびパーソナル・メディア・プレーヤーが、結合されたときに、前記情報を送ることができる信号経路を形成する、コンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項 7】

請求項 1 から 6 のいずれかに記載のコンピューター読み取り可能記憶媒体において、前記方法が、前記情報を前記パーソナル・メディア・プレーヤーから前記アクセサリー・デバイスに送ることに同意するようにユーザーに促すステップを含む、コンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項 8】

請求項 1 から 7 のいずれかに記載のコンピューター読み取り可能記憶媒体において、前記物理的結合が、前記パーソナル・メディア・プレーヤーと前記アクセサリー・デバイスとの間におけるドッキング・プロセスを含む、コンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項 9】

パーソナル・メディア・プレーヤーを着脱自在に受けるための一体化ドッキング・クレードルを有するスピーカー・システムであって、

前記ドッキング・クレードルに配置され、前記パーソナル・メディア・プレーヤーにあるドッキング・コネクターと嵌合するように係合するデバイス・コネクターであって、両コネクターが嵌合するように係合すると、それらの間に信号経路が形成され、前記パーソナル・メディア・プレーヤーを前記ドッキング・クレードルとドッキングさせると両コネクターが嵌合するように係合する、デバイス・コネクターと、

前記デバイス・コネクターに動作的に結合され、前記パーソナル・メディア・プレーヤーにあるアクセサリー・インターフェースから前記信号経路を通じてデータを受けるデバイス・インターフェースであって、前記データーが、ワイヤレス・ネットワークのIDと、このワイヤレス・ネットワークの安全を確保するために用いられるキーとを少なくとも含む、デバイス・インターフェースと、

前記パーソナル・メディア・プレーヤーをドッキングした後に前記データーを自動的に受け、前記データーを用いて前記ワイヤレス・ネットワークにあるアクセス・ポイントと通信するように動作するワイヤレス送受信モジュールと、

オーディオ変換器と、デジタル信号処理または增幅のうち少なくとも1つを含むスピーカー・システム機能と、

ドッキングした前記パーソナル・メディア・プレーヤーにアクセサリー・デバイスIDを送る手段であって、前記アクセサリー・デバイスIDが、前記スピーカー・システムからアンドッキングされたときに、前記ワイヤレス・ネットワークを介して前記スピーカー

・デバイスを特定し接続するために前記パーソナル・メディア・プレーヤーによって使用可能であり、前記アクセサリー・デバイスIDが、前記パーソナル・メディア・プレーヤーがドッキングした後に、前記スピーカー・デバイスからドッキングした前記パーソナル・メディア・プレーヤーに自動的に送られる、送る手段と、
を含む、スピーカー・システム。

【請求項 10】

請求項9記載のスピーカー・システムにおいて、前記ワイヤレス送受信モジュールが、更に、前記スピーカー・システム機能によってレンダリングするために、オーディオ・コンテンツを前記パーソナル・メディア・プレーヤーから受信するように構成された、スピーカー・システム。

【請求項 11】

請求項9または10記載のスピーカー・システムであって、ステレオ音響信号をレンダリングするように構成された、スピーカー・システム。